

## 船舶交通安全基盤整備事業の再評価実施細目

### 第1 目的

船舶交通安全基盤整備事業の効率性及び実施過程の透明性の一層の向上を図るため、国土交通省所管公共事業の再評価実施要領（以下「実施要領」という。）第7の4の規定に基づき、本実施細目を定める。

### 第2 再評価の対象とする事業の範囲

再評価の対象とする事業は、次の各号に掲げる航路標識に係る新設整備事業とする。

- (1) 光波標識
- (2) 電波標識
- (3) 船舶通航信号所
- (4) 海上交通情報機構

### 第3 再評価を実施する事業

- 1 再評価を実施する事業は、次の各号に掲げる事業とする。ただし、第4号の場合においては、事業費や事業期間等の進捗状況を適時・適切に確認する取組を行った事業についてはその結果も踏まえ判断するものとする。

- (1) 事業採択（事業費の予算化をいう。以下同じ。）後、3年間が経過した時点で未着工（工事に未着手をいう。以下同じ。）の事業
- (2) 事業採択後、5年間が経過した時点で継続中の事業
- (3) 再評価実施後に5年間が経過した時点で、継続中又は3年間が経過した時点で未着工の事業
- (4) 社会経済情勢の急激な変化、技術革新等により、海上保安庁長官が必要と判断した事業

#### 2 留意事項

工事着手時や事業の一部完了時など事業進捗の節目において、事

業費や事業計画の抜本的な見直しが生じた場合は、適宜・適切に再評価を実施するものとする。

#### 第4 再評価を実施する際の事業の単位

再評価を実施する際の事業の単位は、新規事業採択時評価を実施する単位を基本とする。

#### 第5 再評価の実施及び結果等の公表及び関係資料の保存

- 1 再評価の実施主体は、海上保安庁（以下「本庁」という。）とする。
- 2 再評価の実施時期は、再評価の対象となる年の年度の1月末までとする。
- 3 再評価の実施手続きは、次のとおりとする。
  - (1) 管区海上保安本部（以下「管区本部」という。）は、再評価を行うに当たって必要となる基礎資料（以下「基礎資料」という。）の収集、整理等を行い、再評価を実施する年度の11月末日までに本庁に提出するものとする。
  - (2) 本庁は、必要に応じて管区本部と協議を行い、管区本部から提出された基礎資料等に検討を加え、再評価を行うために必要な資料を作成し、事業の継続の方針（必要に応じて事業手法、施設規模等内容の見直し及び配慮すべき事項を含む。）又は中止の方針（中止に伴う事後措置を含む。）（以下「対応方針」という。）（案）を作成し、実施要領第6の規定に基づく事業評価監視委員会の審議結果（以下「審議結果」という。）を踏まえ、対応方針を決定するものとする。
  - (3) 再評価は、次の各号に掲げる評価の視点により行うものとし、評価の項目及び内容については、第6の規定により別に定める再評価手法によるものとする。
    - ① 社会経済情勢等の変化
    - ② 事業の投資効果（費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化）

③ 事業の進捗状況及び見込み

④ コスト縮減、事業手法及び施設規模等の見直しの可能性

4 本庁は、当該事業の審議結果、対応方針等について、対応方針の決定理由、結論に至った経緯、再評価の根拠等とともに再評価を実施する年度の1月末までに管区本部に通知し、これらを公表するものとする。

また、本庁は、完了後の事後評価実施時点まで費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化の分析を適確に実施するために必要となる関係資料を保存するものとする。

## 第6 再評価手法の策定及び改善等

1 本庁は、第2に掲げる事業の再評価手法を策定するものとする。

2 本庁は、再評価の精度の向上を図るため、再評価に係る作業を通じて得た経験等に基づき、再評価手法について必要な改善を行うものとする。

3 本庁は、前2項において策定又は改善された再評価手法を公表するものとする。

## 第7 その他

本庁は、本実施細目の改定並びに再評価手法の策定及び改善を行うにあたっては、国土交通省所管公共事業の新規事業採択時評価実施要領第6の規定に基づき設置される海上保安部会での検討及び調整を経るものとする。

附 則（平成30年5月7日保交企第19号）

この細目等の一部改正は、平成30年5月7日から施行する。

附 則（令和6年9月30日保交企第201号）

この細目等の一部改正は、令和6年9月5日から適用する。